

地雷問題に関する多国間条約を通じた取組

令和4年12月
軍縮会議日本政府代表部

1 地雷問題の現状

※数値等は条約公式HP、Landmine Monitor等に依拠

- 2022年12月現在における、2021年の地雷や不発弾による**被害者数は5, 544人**。
- 11か国(中国、キューバ、インド、イラン、ミャンマー、北朝鮮、パキスタン、ロシア、シンガポール、韓国、ベトナム)が対人地雷の生産継続(米国は、2022年6月に対人地雷の生産中止を宣言)。
- 対人地雷は依然として使用されている(アフガニスタン、コロンビア、インド、ミャンマー、ナイジェリア、パキスタン等)。
- 対人地雷禁止条約の下で、これまでに5, 500万個以上の貯蔵弾を廃棄済。また、過去2年で280平方キロメートル近くの地雷原を除去。
- ロシアは、CCW改正議定書Ⅱに反して、ウクライナにおいて遺体にブービトラップを仕掛けたとの報道がある。



【キーウ近傍地雷原】

2 地雷に関する国際条約

- 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)改正議定書(API)Ⅱ**: 議定書Ⅱを96年に改正、98年発効。2022年9月現在、締約国は106(地域は締約国に入っていない)。
- 地雷、ブービトラップ(食物、玩具等外見上無害な物の中に爆発物等を仕掛けたもの。)及び他の類似の装置の使用禁止又は制限する条約。露、中国、印、パキスタン等の対人地雷生産国及び米も締約国。
- 対人地雷禁止条約**: 1999年発効。2022年1月現在、締約国・地域(パレスチナ)は164。
- 対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止。一方、対人地雷生産国である露、中国、印、パキスタン等11か国及び米国も未加入。



【CCW・APIⅡ 第23回
年次締約国会議議長を務めた
小笠原大使】

3 日本の取組

【ODAを通じた支援】

- 2021年度は18か国・地域において、対人地雷除去、地雷回避教育等のプロジェクトに対し、合計**約4, 100万米ドルの支援を実施**。国連地雷対策サービス部(UNMAS)への拠出は2021年は3位(UNMAS集計。上位5位は順に、独、EU、日、デンマーク、英)。

【南南協力】

- JICAの長年の協力パートナーであるカンボジアとともに、多様な南南協力事業を推進。今後、ウクライナにおける地雷対策に協力していく予定。

【マルチの場での我が国の取組】

- 2021年12月、小笠原軍縮代大使が改正議定書Ⅱ第23回年次締約国会議議長に就任。即席爆発物装置(IED)宣言のアップデート作業を行い、コンセンサスで採択された。
- 2022年、対人地雷禁止条約の常設委員会の一つである協力・支援強化委員会の委員長に、永井軍縮代書記官が就任。第20回締約国会議(2022年11月)では、協力支援分野の実施状況の報告や、同委員会の活動報告等を行った。また上記会合のマージンで、協力・支援強化委員会は、4つの各国別支援会合(チャド、カンボジア、ギニア・ビサウ及び南スーダン)を開催。我が国は、同委員会委員長としてこれらの会合のファシリテータを務めた。



【国際協力支援委員長として
2022年の活動報告を
実施(永井書記官)】